



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

**Corp.** 米国司法省詐欺担当部によるコーポレートコンプライアンスプログラムの評価に関するガイド  
[Department of Justice Fraud Section Provides Guidance on Evaluating Corporate Compliance Programs](#)

米国司法省詐欺担当部 (the United States Department of Justice Fraud Section) は 2017 年 2 月 8 日、「コーポレートコンプライアンスプログラムの評価 (Evaluation of Corporate Compliance Programs)」と題するガイドを公表しました。このガイドは、犯罪捜査に関連して詐欺担当部がコーポレートコンプライアンスプログラム及び是正措置の有効性を評価する際の検討事項を規定しています。

このガイドは、コーポレートコンプライアンスの分野に新たな知見を加えるものでも、また、捜査の対象となっている企業が充足することが求められる詳細なベンチマークを提供しているものでもありませんが、コンプライアンスプログラムの設計及び導入並びに詐欺担当部その他規制当局に対してコンプライアンスプログラムを説明する際に有用なツールになるといえます。

**General** 自動運転技術が自動車業界に革命をもたらす  
[Automated Vehicles Will Revolutionize the Automotive Industry](#)

近時、自動運転技術の導入が世界的なトレンドとなっており、同分野において最先端の技術を誇る米国においても、早期の実用化に向けて、技術的なテストと並行して自動運転技術に関する法規制が進められています。もっとも、現状では、カリフォルニア州を中心に州単位で技術テストの法規制が整備されつつあるものの、連邦レベルでの法規制は未だ緒に就いたばかりです。

そのような状況においても、自動車メーカーは、自動運転技術が実用化された初期の段階で予想される大きな訴訟リスクに備えなければなりません。具体的には、発展途上の自動運転技術への過信から生じる交通事故や、プログラムへのサイバー攻撃による自動運転技術の悪用による生じる被害に関する損害賠償請求であり、これらは大規模なクラスアクションに発展する可能性があります。

かかる訴訟リスクを軽減するためには、研究、テスト、製造、販売といった各段階につき、連邦運輸局道路交通安全局 (NHSTA) などの連邦政府機関が示す安全性のガイドラインを踏襲して自前の安全基準を策定し、かつこれを遵守することが、基本的かつ最善の方法であると考えられます。

また、2017 年 3 月 10 日、カリフォルニア州車両管理局 (Cal. DMV) が、自動運転車両のテスト及び開発に関する規制案を公表しています。 [California Releases Further \(Proposed\)](#)

[Regulations Governing Testing and Deployment of Autonomous Vehicles](#)

**General** トランプ政権が対イラン制裁について採りうる  
 選択肢  
[Potential Options for U.S. Sanctions on Iran Under the Trump Administration](#)

オバマ政権のもと、2015 年にイラン、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス及びロシアの 6 カ国間で成立した、包括的共同作業計画 (Joint Comprehensive Plan of Action、「JCPOA」) によって、イランが核関連活動を大幅に縮小することと引き換えに、アメリカ等の対イラン制裁は大幅に緩和されました。トランプ大統領就任後、JCPOA やイランに対する制裁について、これまでのところ新たな方針は公表されていません。しかしながら、トランプ大統領は、その選挙期間中に JCPOA を、「史上最悪の取引」と批判しており、近く何らかの方針転換がなされる可能性も十分にあります。

そこで、本ホワイトペーパーでは、①現状維持、②JCPOA を維持しつつ特定の個人や団体に対する追加の制裁、③JCPOA と無関係な分野 (すなわち、イランの核活動に無関係な、テロ支援、人権侵害や弾道型ミサイルの開発など) についての制裁の強化、④JCPOA の再交渉、⑤JCPOA の解消又は離脱といった、トランプ政権が対イラン制裁について今後採りうる選択肢について、実現可能性や選択した場合の影響等を検討しています。

**General** イギリスが EU からの離脱を正式に通知  
[The Brexit Clock Has Started—What Happens Next?](#)

イギリス政府は、3 月 29 日、昨年 6 月の国民投票で決定された欧州連合 (EU) からの離脱について、EU に対する欧州連合条約第 50 条に基づく正式な離脱の通知 (いわゆる 50 条通知) を行いました。これにより、イギリスと他の EU 加盟国との間で、離脱条件についての交渉が開始されます。離脱条件についての合意が成立すれば、その時点でイギリスは EU を離脱することになります。また、たとえ合意が成立しなくとも、すべての EU 加盟国が期間延長について同意しない限り、上記通知後 2 年が経過した時点 (すなわち 2019 年 3 月末) で、イギリスは自動的に EU を離脱したものと扱われます。なお、それまでは、イギリスは引き続き EU 加盟国のままであり、他の加盟国同様に加盟国としての権限を有することに注意が必要です。

イギリスが EU を離脱した場合、多くの分野で法的に不明確な状況が発生すると予想されます。特に、貿易や関税、外国籍者のイギリス国内の居住権、欧州裁判所の管轄、オープンスカイ協定、原子力産業といった分野で不明確な状況が生じる可能性が高いといえます。

**IP** 米国において未使用・未登録の海外商標に関する  
 商標権者のランダム法上の原告適格  
[Standing to Enforce Foreign Trademark Rights After Belmora v. Bayer Certiorari Denial](#)



米国において未使用・未登録の海外商標に関する商標権者が、ランダム法上原告適格を有するか、という問題について、2017年2月27日、連邦最高裁判所は、原告適格を肯定した第4巡回区控訴裁判所の判決（Belmora LLC v. Bayer Consumer Care AG）に対する裁量上訴を不受理としました。

本訴訟では、原告（Bayer）が、商標 FLANAX につき米国内で登録又は使用せず、メキシコでのみ鎮痛剤について使用し、米国では別の商標を使用していたところ、被告（Belmora）が、当該商標を米国において鎮痛剤に使用し、かつ商標登録したことから、当該登録の取消を米国特許商標庁審判部に求めたものです。第4巡回区控訴裁判所は、ランダム法上明文で要求されていない米国内での当該商標の使用が当事者適格の要件となるものではなく、Lexmark 事件の連邦最高裁判決で示された「原告の利益が、制定法が意図した利益の領域内かどうか」及び「被告の行為と原告の損害との近因性」という2段階テストを満たせば、当該商標の米国内での使用・登録に対してランダム法14条(3)及び43条(a)の不正競争行為を訴える原告適格が認められると判断し、Bayerの原告適格を認めました。今般連邦最高裁判所が Belmora の裁量上訴を不受理としたことから、この第4巡回区控訴裁判所の判断が維持されることになりました。

その他、2017年3月は以下の最新情報を Alert/Commentary としてお伝えしています。

**Disputes**

オーストラリアにおけるクラスアクションの動向（2016年）  
[Class Actions in Australia: 2016 in Review](#)

**Disputes**

米国、濫用的訴訟削減法案が下院で可決し上院へ  
[Lawsuit Abuse Reduction Act Would Mandate Sanctions for Frivolous Claims](#)

**General**

南部アフリカ開発共同体（SADC）による海外投資家等に対する保護措置のレベルが低下  
[Investors in Southern African Development Community Stripped of International Treaty Protections](#)

**General**

コネチカット州控訴裁判所、アスベスト訴訟における業務上疾病に関する保険会社の免責範囲等について新たな判断  
[Connecticut Appellate Court Issues Mixed Ruling on Coverage for Asbestos Liabilities](#)

**General**

トランプ政権下における米国土地管理局の水圧粉砕法（フラッキング）に対する規制の帰趨  
[Two Bureau of Land Management Regulations on Life Support Under President Trump](#)

**General**

ヨーロッパ各国の法規制に関する最新動向  
[EuroResource—Deals & Debt](#)

**General**

米国ニューメキシコ州においてデータ漏えい通知法が成立間近  
[New Mexico On the Brink of Passing Data Breach Notification Law](#)

**General**

オーストラリアにおいてデータ漏えい通知義務が新たに導入される  
[What Does the Introduction of Mandatory Data Breach Notification in Australia Mean for You?](#)

**IP**

欧州特許庁、いわゆる「毒入り分割出願」の問題に関し、部分優先を認める判断  
[Antidote to Toxic Divisionals—European Patent Office Rules on Partial Priorities](#)

**IP**

米国最高裁、特許訴訟における権利不行使の抗弁を抑制する判断  
[Supreme Court Curbs Laches as a Defense in Patent Cases](#)

**IP**

米国特許商標庁、登録済み商標の更新時に当該商標の使用状況の確認を厳格化  
[Use It or Lose It: USPTO to Conduct Post-Registration Trademark Use Audits](#)

**IP**

米国最高裁、著作権により保護される実用品の範囲を明確化  
[Decision Cheered by Some as Supreme Court Clarifies Useful Articles Copyright Protection](#)

**IP**

米国連邦巡回区控訴裁判所、特許侵害について損害額算定の基礎となる「合理的なロイヤリティー」額を決定する際の考慮要素について判示  
[Federal Circuit Addresses "Reasonable Royalty" Standards in Prism Tech, LLC v. Sprint Spectrum L.P.](#)

**Labor**

サウジアラビア、集団整理解雇に対する規制を強化  
[Saudi Ministry of Labor Restricts Redundancy Terminations](#)

**Tax**

オーストラリアにおけるインフラ投資及び民営化の最新動向（税務当局による新たな通達について）  
[Australian Infrastructure Investment and Privatisation Update: Federal Taxation on the Agenda](#)

**Tax**

米国税務裁判所、アマゾンと同社のルクセンブルク子会社間の Cost Sharing Arrangement に関する移転価格について、米国内国歳入庁の主張を退ける  
[Amazon v. Commissioner: IRS Cost Sharing Buy-In Challenge Rejected Again](#)